

横浜地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税の更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(鎌倉税務署長)

平成23年4月6日棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	江田 五月
処分行政庁	鎌倉税務署長
同指定代理人	中井 公哉
同	嶺山 登
同	小松 欣子
同	笠原 竜介
同	佐藤 謙一
同	河野 博己
同	佐藤 正敏

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

鎌倉税務署長が平成20年10月31日付けで原告に対してした、平成17年分所得税の更正処分(以下「平成17年分更正処分」という。)のうち、同年分の所得税確定申告書に記載した還付金額に相当する税額15万9849円と平成17年分更正処分における還付金額に相当する税額4万8009円との差額11万1840円に係る部分及び平成18年分所得税の更正処分(以下「平成18年分更正処分」という。)のうち、同年分の所得税確定申告書に記載した還付金額に相当する税額11万5378円と平成18年分更正処分における還付金額に相当する税額4万6438円との差額6万8940円に係る部分並びに前記各年分に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、原告が、処分行政庁による平成20年10月31日付けの平成17年分更正処分のうち、原告が元勤務先会社を退職するに当たり、同社の退職年金規程に基づき退職年金一時金として受領することが可能であった金額につき、その一部は同社が金融機関との間で締結した適格退職年金契約の掛金又は保険料の払込みに充てられたから、同年分の年金額のうち同払込部分に相応する額は、原告が負担した掛金又は保険料として控除されるべきであるなどとして、同年分の

所得税確定申告書に記載した還付金額に相当する税額15万9849円と平成17年分更正処分における還付金額に相当する税額4万8009円との差額11万1840円に係る部分の取消しを、平成18年分更正処分のうち、同年分の所得税確定申告書に記載した還付金額に相当する税額11万5378円と平成18年分更正処分における還付金額に相当する税額4万6438円との差額6万8940円に係る部分の取消しを求めるとともに、前記各年分に係る過少申告加算税の各賦課決定処分の取消しをそれぞれ求める事案である。

2 基礎となる事実（当事者間に争いのない事実及び証拠により容易に認められる事実）

(1) 原告は、平成4年11月13日、訴外A株式会社（以下「元勤務先会社」という。）を退職する際、同社との間で、適格退職年金規程に基づき、受給可能な退職一時金の額のうち、その5割に相当する1613万9272円を退職一時金として受領した上、残額1613万9272円分（以下「本件適格退職年金原資」という。）については、これを原資として60歳から15年間にわたり年間205万9500円を年金として受給する（したがって、当該部分については、退職の時点では、退職所得課税はない。）旨の依頼書を提出して、年金受給権を取得した（甲3の1ないし3、甲4、6、乙2、3の2）。

(2) 上記年金（以下「本件適格退職年金」という。）に関する元勤務先会社の権利義務は、訴外B株式会社を経て、平成16年4月1日、訴外C企業年金基金（以下「企業年金基金」という。）に承継された（乙2、4）。

(3) ア 原告は、平成17年1月から12月までの間、老齢基礎年金として299万9196円を、本件適格退職年金として205万9500円（以下「本件年金」という。）を受領した（甲8、乙5）。

イ 原告は、平成18年3月15日、鎌倉税務署長に対し、原告が負担した掛金（以下「自己負担掛金」という。）に相当する113万2725円が本件年金の原資に含まれていることを前提として、本件年金から同金員を控除した額と老齢基礎年金額の和である392万5971円を雑所得金額として記載し、かつ、租税特別措置法（平成19年法律第6号による改正前のもの）第41条《住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除》第1項の規定による控除（以下「住宅借入金等特別控除」という。）の適用対象である建物新築資金の借入金残高（以下「本件借入金残高」という。）の存在を前提として控除額8万0300円を計上し、併せて所得税源泉徴収額の一部15万9849円の還付を請求する、平成17年分所得税確定申告書を提出したが（乙5）、借入先金融機関から住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の作成交付を拒まれていたため、これを同申告書の添付資料として提出することはできなかった（乙15、争いのない事実）。

ウ 原告は、平成19年3月15日、本件借入金残高が平成18年3月17日に原告、妻、娘及び娘婿名義の保存登記手続のされた建物（以下「原告ら共有建物」という。乙11）の新築資金に充てられたものであるから住宅借入金等特別控除の適用対象であるとして、同控除額7万6600円を計上し、所得税源泉徴収額の一部11万5378円の還付を請求する、平成18年分所得税確定申告書を提出したが（乙13）、依然として、借入先金融機関から住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の作成交付を拒まれていたため、これを同申告書の添付資料として提出することはできなかった（乙15、争いのない事実）。

(4) 鎌倉税務署長は、平成20年10月31日付けで、原告に対し、平成17年分の所得税につき4万8009円を、平成18年分の所得税につき4万6438円を、それぞれ還付するに

とどまる各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と合わせて「本件各処分」という。）をした（甲1、弁論の全趣旨）。

(5) 原告は、鎌倉税務署長に対し、平成20年12月24日、本件各処分に対する異議申立てをし、鎌倉税務署長は、平成21年3月18日付けで、原告に対し、同異議申立てを棄却する決定をした（弁論の全趣旨）。

(6) 原告は、同年4月17日付けで、国税不服審判所長に対し、平成17年分の更正処分については自己負担掛金相当額113万2725円を雑所得とすべきでないこと及び住宅借入金等特別控除8万0300円が適用されるべきことを、平成18年分の更正処分については住宅借入金等特別控除7万6600円が適用されるべきことを、それぞれ理由として、本件各処分の全部取消しを求める審査請求をし、同審判所長は、平成22年1月8日付けで、原告に対し、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をし、同月14日付けの同裁決書謄本は、同日以降に原告に送達された（甲1、2、弁論の全趣旨）。

(7) 原告は、同年7月6日、平成17年分及び平成18年分の所得額について上記(6)の各住宅借入金等特別控除がそれぞれ適用されるべきであること並びに自己負担掛金107万5951円が平成17年分所得の対象外とされるべきであることを主張して、本件訴えを提起した。

(8) 原告は、平成23年2月23日の本件第5回口頭弁論期日において、上記(7)の主張のうち、各年分の住宅借入金等特別控除の適用に関する主張をいずれも撤回した（当裁判所に顕著な事実）。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

平成17年分更正処分において認定された所得額から控除されるべき自己負担掛金相当額があるか否か

(原告の主張)

適格退職年金は、適格退職年金契約に基づく公的年金等に属し（甲5）、平成17年1月から12月の間の原告の本件適格退職年金による雑所得額は、以下のとおり、企業年金基金から支給を受けた年金額から本件適格退職年金原資を年金期間15年で除した自己負担掛金相当額107万5951円を控除した98万3549円である。

$$205万9500円 - 1613万9272円 \div 15 = 98万3549円$$

(被告の主張)

本件適格退職年金原資は、原告が一旦取得し、原告に帰属したものとはいえず（したがって所得税の課税がされていない。）、かつ、元勤務先会社が金融機関に本件適格退職年金の掛金又は保険料を払い込んだものであるから、原告が負担した掛金ないし保険料とは認められない（乙2、6）。

第3 当裁判所の判断

1 平成17年分更正処分において認定された所得額から控除されるべき自己負担掛金相当額があるか否かについて

原告は、本件適格退職年金原資が、本件年金の原資の一部であることから、これを自己負担掛金である旨を主張するものようである。

しかしながら、原告は、元勤務先会社退職時に本件適格退職年金原資に当たる金額を受給しなかったことから、原告が同金額について退職所得課税をされなかったことは、前記第2の2(1)

のとおり自明である。すなわち、原告は、退職時に、本件適格退職年金原資相当額を所得し、改めて、これを拠出して本件適格退職年金の受給権を取得したのではなく、元勤務先会社が原告の依頼によって同金額を退職一時金として支給をせず、適格退職年金規程に基づき、これを拠出運用して15年間にわたり約定利息を含めて分割支給する債務を負担し、これが履行された結果として本件年金が原告に支給されたにすぎないのである。したがって、本件適格退職年金原資を、原告による自己負担掛金に当たると認める余地はなく、本件年金には所得対象外とされるべき金額を觀念する余地はないというべきである。

2 次に、原告が、本件訴えに係る請求原因のうち、平成17年分及び平成18年分の各所得についての住宅借入金等特別控除の適用に関する主張を全部撤回したことは、前記第2の2(8)のとおりである。

3 そうすると、原告の平成17年分及び平成18年分の所得税の還付金の額に相当する税額は、いずれも本件各更正処分における還付金の額に相当する税額と同額であると認めることができるから、本件各更正処分はいずれも適法である。また、本件各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実が本件各更正処分前（各確定申告）における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法（平成19年法律第6号による改正前のもの。以下「通則法」という。）65条4項に規定する正当な理由があると認めることはできず、本件各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額を前提に、同条1項及び通則法118条3項の規定に基づいて算出される上記各年分の所得税の過少申告加算税の額は、いずれも本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

4 結論

以上によると、原告の請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 佐村 浩之

裁判官 日下部 克通

裁判官 赤谷 圭介